

粒子線治療の研修に係る出入国管理及び難民認定法施行規則の特例

(法務省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等
規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令 第2条)

規制改革の内容

特例措置前

外国の医師や放射線物理工学の専門家等が、「研修」を目的として入国する場合、在留期間は最長1年

特例措置

粒子線の治療に係る研修を目的とする
・外国の医師、看護師又は診療放射線技師
・放射線物理工学の専門家
⇒在留期間を最長2年とする

効果

・海外への粒子線治療の普及
・日本製診療用粒子線照射装置の輸出促進

規制改革の概要

